

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第61号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

附則第3項中「次に掲げる」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の患者（以下「患者」という。）を医療機関その他の場所へ搬送する業務、災害現場において患者の身体に接触して行う業務その他消防局長がこれらに準じると認める」に改め、同項各号を削る。

附則第4項中「日額3,000円」の右に「（患者に長時間にわたり接して行う業務で消防局長が別に定めるものに従事したときにあつては、4,000円）」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）附則第3項及び第4項の規定は、令和3年2月13日から適用する。

（支給期日の特例）

2 令和3年2月13日から同年12月31日までの期間に係る改正後の規則附則第3項に規定する業務について支給する改正後の規則附則第4項の保健医療業務手当（改正後の規則の規定により新たに支給することとなるものに限る。）は、改正後の規則第21条第1項の規定にかかわらず、令和4年1月の給料の支給日に支給する。

（消防局総務部人事課）